

8 事業報告の附属明細書について

上記の事業報告に関して、定款第9条第1項第2号及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定されている附属明細書により、その内容を補足すべき重要な事項はありませんので附属明細書は作成しておりません。